

佐世保工業高等専門学校客員教授等称号付与規程

(平成27年5月13日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）の選考に関し必要な事項は、「独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則（平成16年4月1日制定）」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構における客員教授及び客員准教授の称号付与について（平成24年7月3日理事長裁定）」並びにこの規程の定めるところによる。

(選考基準)

第2条 校長は、常時勤務の教育職員以外の者で、次の各号に該当する者に客員教授等の称号を付与することができる。

- 一 本校において、引き続き3ヶ月以上、専攻分野について教育又は研究に従事する者
- 二 本校の教授又は准教授と同等以上の資格を有すると認められた者

(選考)

第3条 客員教授等は、前条に基づき学科長より推薦（別記様式第1号）のあった者について校務執行会議の議に基づき、校長が決定する。

(称号付与)

第4条 客員教授等の称号を付与する期間は、本校において教育、研究又は技術指導を行っている期間とする。

- 2 客員教授等の称号を付与するときは、その旨を明記した通知書（別記様式第2号）により、本人に通知する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、客員教授等の称号付与に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月13日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。